

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書

精神障害者に対する交通運賃割引制度は、新潟県内においては関係各社の御理解と御協力により路線バスや佐渡汽船などで半額制度が実現していますが、全国交通網を持つJR各社や高速道路の割引制度が実現していないため、精神障害者の日常活動に大きな支障を来しています。また、これらの制度は身体障害者や知的障害者については既に実現していますが、精神障害者だけいまだに実現しておらず、障害者差別解消法の本意とも相入れない状態が続いています。

よって、国会及び政府におかれては、精神障害者に身体障害者及び知的障害者と同等の交通運賃割引制度の適用を実現するため、必要な措置を講じられるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成31年 3月26日

長岡市議会議長 丸 山 勝 総

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣